

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(産業物対策課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(水産業振興課)	二

告 示

○宮城県告示第六十号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)(第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。)
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十三年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 協業組合名取環境事業公社

2 所在地 宮城県名取市飯野坂字南沖六十一番一

3 代表者の氏名 代表理事 齋藤文雄

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県名取市飯野坂字南沖六十一番一、六十一番五

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十二年十二月十七日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

2 縦覧期間 平成二十三年一月二十五日から平成二十三年二月二十五日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十三年三月十一日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)(第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月二十五日

○宮城県告示第六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)(第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年一月二十五日

一 代表者の氏名 特定非営利活動法人 ひかり苑 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙部 光子

二 主たる事務所の所在地 角田市枝野字畑中一四三番地三

三 定款に記載された目的 この法人は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援を提供することを目的とします。

四 申請のあつた年月日

平成二十三年一月六日

平成二十三年一月六日

○宮城県告示第六十二号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十三年一月二十五日

事業所番号	〇四二一四〇〇二一
事業所の名称及び所在地	合同会社光る訪問介護ステーション 東松島市大曲字筒場五十九番地十二
指定障害福祉サービスの種類	居宅介護（みなし） 重度訪問介護
設置者名	合同会社光る訪問介護ステーション
指定年月日	平成二十三年一月十五日

○宮城県告示第六十三号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
 平成二十三年一月二十五日

一 許可を取り消した年月日
 平成二十三年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	株式会社広瀬組 相馬 儀伸	主たる営業所の所在地	仙台市青葉区上愛子字 雷神三、十四	建設許可番号	般・特、十八 第九千四百七十二号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	一部廃業 一般建設業	受付年月日	平成二十二年 十二月十六日
株式会社東建 熊谷 浩幸	仙台市宮城野区銀杏町 三十九、二十	般・二十二 第九千九百十号	一部廃業 一般建設業	平成二十二年 十二月二十八日					
有限会社千葉秀 建設 秀一	登米市南方町尼池二十 八、六	般・二十二 第七千四百七十一号	全部廃業 一般建設業	平成二十二年 十二月二十八日					
有限会社山口建 築 昭二	黒川郡大郷町山崎字東 沢二十七	般・十八 第一万五千七百三十号	全部廃業 一般建設業	平成二十二年 十二月二十四日					

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

株式会社ヤマサ 建設 佐藤 則康	仙台市青葉区小田原八 丁目八、二十五	般・十七 第六千七百九十号	一部廃業 一般建設業	平成二十二年 十二月二十四日
株式会社建築工 房 幸助	仙台市泉区南中山四丁 目三、十六	般・十九 第八千四百四十二号	一部廃業 一般建設業	平成二十二年 十二月二十二日
株式会社ホーム クリエイト 菅原 真	仙台市若林区六丁目字 小荒井裏十一、一B棟 一〇二	般・二十 第一万八千三百六十号	全部廃業 一般建設業	平成二十二年 十二月十七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十三年一月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 四十キロリットル
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
 - 3 納入期限 平成二十三年二月二十八日 午前九時
 - 4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（千九八〇・八

五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三(一)へ平成二十三年一月四日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 平成二十三年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係

者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十三年二月十日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課調整班(担当 折居仁 電話〇二二・二二一・二九三四)

2 入札説明書の交付期間 平成二十三年一月二十八日から平成二十三年二月八日まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年二月十日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十三年二月十八日午前九時から平成二十三年二月二十一日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 提出期限 平成二十三年二月二十一日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。
ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名

称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きする(こと)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年二月二十二日午前十時 宮城県行政庁舎十一階 一〇〇一会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 40 Kiloliters
- 2 Deadline for Delivery : February 28, 2011, 9 : 00 a.m.
- 3 Place of Delivery : Shin-Miyaginaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : February 21, 2011

5 Contact Person : Hisoshi Ori, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-2934